

令和6年度3月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和7年 3月21日（金）

時間：13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 10名（欠席 3名）

1 三上 孝行	2 沖田 浩		4 服部 耕二
5 種 克也		7 椿 徹	8 片岡 里美
9 植田 眞二	10 松崎 寿昌	11 宮本 武	
13 高木 敏彦			

出席推進委員 13名（欠席 3名）

	2 服部 鉄也	3 高橋 道明	4 日高 英二
5 沼田 高志	6 田中 昭文	7 川本 雅雄	8 東 廣司
9 冨永 有作	10 三上 好文		13 三田 誠
13 上田 義憲	14 藤田 兼一		16 和田 清文

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

(1) 事務連絡

(2) その他

会議の概要

<p>議 長</p>	<p>第12回3月の邑南町農業委員会総会の方始めていきたいと思います。最近な って、暖かい日とか寒い日が繰り返しですけど。だんだん、暖かくなって最近見 ると田んぼの中に、もうトラクターが入って、皆さんのが始まるような気配をし ております。今、合わせて米価格も、今はちょっと生産者定価じゃなくて、消費 者の値段の方が、かなり上がってきて、米作りも今年も生産者の値段はあんまり、 下がらずにおってもらおうと、農作業の方も頑張っていけるんじゃないかなあと 思っております。皆さんも、今から農作業始まりますけど、気をつけて作業をし てもらいたいと思います。</p> <p>それでは、議事録署名員の指名ですが。今月は、9番植田委員さん。10番松崎 委員さん。お願いします。本日の欠席委員さんですですけど、3番荒木委員さん。 6番服部委員さん。12番の大石委員さんが欠席の方の届が出ています。</p> <p>それでは、あの3番の議題の方に入っていきたいと思います。議案第1号農地 法第3条の規定による許可申請について、今月は1件上程されとります。事務局 の方、読み上げをお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは読み上げをさせていただきます。申請番号が063-25。農地の所在地 が市木××。登記地目が田。面積が75㎡。同じく市木××。登記地目が畑。面 積が439㎡。同じく市木××。登記地目が畑。面積が179㎡。3条無償の所有権 移転です。譲渡人は〇〇〇〇さん。譲受人は●●●●さんです。以上1件です。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。ありがとうございました。えっと、ただいま事務局の方に読み上げて頂 きました。申請番号063-25の件に関しまして、高木委員さん。現地での調査及 び聞き取りの報告の方、説明をお願い致します。</p>
<p>1 3 番</p>	<p>はい。よろしく申し上げます。えーっと、今週の土曜日に受け人である●●● ●さんと面談をして現地の確認の方をしました。場所は、県道浜田八重可部線っ てなってますが、ここからいうと向かいとのトンネル越えて市木に出て、××ほ ど浜田方面へ抜けきらない道をまっすぐ行くとここになります。ここから、もう 少し行くと既に浜田市旭町の道路の同じ所へ入る所になります。いきさつです が、お爺さんが●●●●さんのお爺さんですね。お爺さんが亡くなる時に、家屋 と土地について、色々持分を指定してあったと。いうことです。●●さんと〇〇 さんの関係は兄と弟にあたります。●●さんの方がお兄さん。〇〇さんが弟です。 いう形です。お爺さんが亡くなった当時は、●●さんのお父さんがまだ元気でお られて、家屋の等はお父さん。それから周りの土地については●●さんの弟にあ たる〇〇さん。もう一方、**さんという、その上の方が農地だったかな？いう ふうに指定して受けてこられた形になつとります。この度ですね、この弟さん の方がもう年齢的にもかなりになってるんで、元気な間に土地の処分を整理した いと。こちらの方に帰る予定も全然ないので、こちらに残してある土地も処分を おこないたいと。いう事で、お兄さんである●●さんの方に譲りたいということ です。土地の方確認しましたが、一応、田んぼ、畑。綺麗かとは思いますが、実 際にはもう、そういうものとしては見えそうにない感じの相当でした。実際にこの 農地から地目の変更等も申請があろうかと思っております。以上です。よろしくお願</p>

	致します。
議 長	はい。ありがとうございます。日高推進委員さん、何か付け加えたり・・・。
推 4 番	別にありません。よろしくお願ひ致します。
議 長	はい。ありがとうございます。ただいま、説明をして頂きました件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願ひ致します。
7 番	はい。
議 長	はい。椿委員さん。
7 番	3条の所有権移転は、基本的には農業する農地を貸すことになってるよね。その代わり、維持管理はするん？
1 3 番	維持管理ということなんですけども、今、お話の通り。実際に田んぼ、畑で使える状況ではないんですよね。よって、地目の変更がおこなわれたっていう説明をしたんですが。
7 番	その順番は、問題ないん？
事務局	はい。一応、あの聞いている話だと、〇〇さんこれ以外にも、この周りに地目が農地、何筆かある状況でして、それは農地パトロールで非農地の方にされて、なっている所も何箇所かあります。今、農地として現況残っているのが、この3筆になりまして、先程、椿委員さんがおっしゃられたようにですね。3条の所有権移転は、基本的には農地として利用するという事になっておりまして、〇〇さんの方にお話を事務局が伺った際には、草刈り等ですね管理は、家の周りということもあって、現在も●●●●さん。お兄さんの方が、やっておられるというふうに伺っております。高木委員さんがおっしゃられた、あとの今後？この先の事だと思いますので、そういった管理とかの中で難しかったり、特に家のうしろなんかかっていうのが、だんだんとちょっと維持が難しくなっていた場合にですね、おそらく、そういうふうな事考えているというような事だったのではなかろうかなあというふうに思っております。3条事態が、農地としては利用はするんですが、所有権が移った後にですね。例えば、すぐ転用するとかですね。耕作を他の人にしてもらおうとか、色々あるんですけれども。基本的に、農地法では、その制限。過去は3年3作とか、そういった話もあったんですけれども。確実にその明記されたものっていうのは、実はないのです。ですので、極端に言えば、農地として貰ってその後、すぐ転用しても何かふれるような法律があるわけではないです。ただ、まあ。当然、農業委員会としては、農地として利用する為に取得してください。3条で取得された場合は、耕作をしてください。ということはお願ひは、させては頂くんですが、法律上これを縛るものはないというのが、実際のところでした。今後の、その所有者が代わられて、こういうふうにしていきたいっていう思いとか、未来こうしていきたいというところまでは、ちょっとなかなか建前上は耕作と管理はされるという所で、その先の事については、うちから耕作をお願いしますという話はしますが、何かそこを制限するっていうことまでは、していないのが、今。実情となっております。 はい。以上です。
7 番	分かりました。
議 長	他にございますでしょうか？

議 長	(意見質問なし) ないようですので、採決の方に入りたいと思います。 申請番号 063-25 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
議 長	(全員挙手) はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について。今月は 1 件上程されとります。事務局の方よろしくお願い致します。
事務局	はい。農地法第 4 条の関係です。申請番号が 064-18。農地の所在は中野××。登記種目が畑、面積が 18 m ² 。同じく、中野××。登記種目が畑、面積が 111 m ² 。同じく、中野××。登記種目が畑、面積が 165 m ² 。申請人は□□□□さんです。転用目的ですが、個人住宅、それから進入路となっております。所要面積ですが、土地造成が 294 m ² 。倉庫及び納屋が 33 m ² 。進入路が 183 m ² です。転用理由は住宅を増築するにあたり、進入路を確保するために転用したいとなっております。この土地ですが、第 2 種農地です。農用地区域外となります。農地法第 4 条第 6 項但し書きにより許可できるものと判断しております。こちら、追認の案件ですので顛末書の方が添付されております。以上、1 件です。
議 長	はい。ありがとうございます。申請番号 064-18 の説明をして頂きたいと思います。服部委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。
4 番	それでは、ご説明を致します。まず、4 ページの地図をご覧ください。若干地図で向かって左側は、矢上方向。右側に、井原、皆井田方面になります。この道路が、浜田作木線で。その交差点を矢上方面から右折をしまして、約 200m 現地がそこになります。16 日に、上田委員と 2 人で□□さんとお会いしまして、現地確認と聞き取りをしました。当初は、この道路は、そこに小っちゃくは出られますが、そちら側についておったんですが。法面の崩落により、現在の方へ進入路を作っておられます。作られたのは、約 40 年ぐらい前になると思います。この道路が出来たのは、約 50 年前ぐらいだと思いますんで、それから 10 年間は、この古い道路を使って上がり下りをされておりましたが、法面が崩落して新たに、この道路に面した所に進入路を作られました。で、今回、家屋とそれから倉庫を改築にするにあたり、進入路はちょっと狭くなったので、それを進入路を広げたいということで、この申請が出されとります。チェックシートを見ましても、何の問題もないと思いましたので、審議の方よろしくお願い致します。
議 長	はい。ありがとうございました。上田推進委員さん。何か付けくわれることはございますか？
推 13 番	ありません。よろしくお願い致します。
議 長	はい。ありがとうございます。それでは、先程説明して頂きました 064-18 の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。
1 1 番	はい。
議 長	はい。

1 1 番 議 長	これ、18 と地図見たら、まだ、あとか 33 と 35 でもあるという意味ですかね？ 次の基の・・・。
1 1 番 議 長	何かてんてんとあるんで・・・。
1 1 番 議 長	次の案件の番号も一緒に打っています。
1 1 番 議 長	次にあるいう事ですね。はい。分かりました。 他にございますでしょうか？ (意見質問なし)
議 長	ないようでしたら、採決の方に入りたいと思います。申請番号 064-18 の件に 関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議 長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第 3 号旧基盤強化促進法第 19 条による農地利用集積計画の 公告について。14 件ございますが、読み上げは致しません。が、目を通して頂い て質問がございましたら、挙手をして発言をお願いします。 ～ご覧中～
2 番 議 長	ちょっといいですか？
2 番 議 長	はい。沖田委員さん。
2 番 議 長	事務局に、ちょっとお尋ねしますが。6-30 の受けられる人が広島の方ですけど、 かなりの面積を耕作しとりますが、これ伏谷の耕作は広島の方へ生まれとってそ の辺は大丈夫なんでしょうか？
事務局	はい。この方なんです、あの住所は広島の住所になっておるんですけども。 家はですね。伏谷の方に、ご実家にあたるんだと思うんですが、ありまして。実 際、周辺で、同じように田んぼを所有もされておられて、耕作もされておるので 大丈夫だろうと判断しております。
2 番 議 長	はい。分かりました。 すみません。@@@@さんですか？ 貸付は？ 基-30 とか 29 とか。受ける人 が貸し付ける？
事務局	えっと、これはですね。田の原は、多分、楽天農業さんが以前入られとって、 その関係で、皆さん貸付も一部貸付もして借入れとる方が、今回また上がった とるといような状況です。
議 長	質問等がございますか？他に。 (意見質問なし)
議 長	植田さん。採決は、代表・・・。
事務局	そうですね。法人のがありましたね。そうです。はい。すみません。
議 長	質問がないようでしたら、採決の方に入りたいと思いますが。植田委員さん、 すみません。 それでは、採決の方に入りたいと思います。議案第 3 号、基盤強化促進法第 19 条による農地利用集積計画の件に関しまして、これ一括で？
事務局	はい。
議 長	許可できるとと思われる方は挙手をお願い致します。

議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。</p> <p>続きまして、議案第4号農業振興地域整備計画の変更について。今月3件ございます。事務局の方、読み上げをお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。議案第4号邑南農業振興地域整備計画の変更について。3件ありまして、表の方には4つに分けて載せさせて頂いております。</p> <p>まず、除外ですが。除外の整理番号1。農地の所在は邑南町上原××。登記地目が畑、面積が10㎡。土地所有者は▽▽▽▽。事業計画者も同じ方になります。除外の理由ですが、墓地を造りたいという事で聞いております。農地法上の許可条項は、農地法第4条第6項で、農地区分は、第2種です。続いて、整理番号が2。邑南町矢上××。登記地目が田、面積が1988㎡。土地所有者は、☆☆☆☆さん。事業計画者が★★★★★★さんです。同じく、農地の所在が邑南町矢上××。登記地目が田、面積が484㎡。土地所有者が、☆☆☆☆さん。事業計画者が★★★★★★さんです。除外の理由が、資材置き場で。農地法上の許可条項は、農地法施行規則第33条第1項第4項で、農地区分は、第1種です。続いて、除外の整理番号3。農地の所在は、邑南町中野××。登記地目が田、面積が999㎡の内376㎡。土地所有者は◇◇◇◇さん。事業計画者も◇◇◇◇さんです。除外の理由は、農家住宅で。農地法上の許可条項は、農地法施行規則第33条第1項第4項で、農地区分は、第1種です。以上、3件です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、説明の方に入っていきたいと思いません。</p>
7 番	<p>整理番号B-4の、地区番号B-4整理番号除外の1の件に関しまして。椿委員さん。現地での調査及び、聞き取りの報告の方をお願い致します。</p> <p>それでは、議案第5号のB-4-1。説明致します。高原地区、上原集落。○○○○さんが、農業振興地域からの除外申請についてでございます。よろしく願います。申請場所は、地図を見てもらっても分かりにくいかもしれませんが、県道出羽高見線から入って、上原集落。谷川集落を向かって頂き、県道に入る町道の所の側にあります。現在の○○さんの田は住宅の近く高い、高台の方にあります。高齢になられ、お墓参りや、その他の維持管理が困難にある中、息子さんと相談されまして、自宅の隣の××番地。畑何ですけども、ここが第2種農地ありますが、そこに20㎡を分筆して移設することになり、この度の除外申請となりました。農地法4条の案件のチェックシートに照らし合わせ、問題ないと思えますが。今後あの、除外申請が済み、町民課にお墓の改装許可申請。そして、4条の農地転用、許可を畑の分筆や地目変更の手続きが必要ですよっていう事でしたんですけども。もう、地目変更やらは分筆はされとるん？</p>
事務局	<p>はい。</p>
7 番	<p>あとは、地目変更とか、あの人の必要がある事を。この前、頂いた資料の中に書いてありましたんで、一言言うとききました。16日、あの推進委員の東さんと一緒に○○さんと面談、現地確認をしております。以上でございます。</p>
議 長	<p>はい。東推進委員さん、何か付け加えるたり補足がございますか？</p>

推8番 議 長	<p>申し上げることありません。よろしくお願ひ致します。</p> <p>はい。ありがとうございます。先ほど、説明、報告の方して頂きましたが。この件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願ひ致します。</p>
議 長	<p>ございませんでしょうか？</p> <p>(意見質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決の方に入りたいと思います。整理番号除外の1の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願ひ致します</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。</p> <p>続きまして、除外のC-1の整理番号2の件に関しまして、植田委員さん。2つ？</p>
9 番	<p>そうしましたら、議案第4号の矢上地区C-1。整理番号2についての除外申請について、ご説明をさせていただきます。場所の関係もありますので、26ページの地図をご覧ください。左側の地図をご覧ください。地図上で、前を太く書いてある川が、濁川で。その手前を石見中央線が走っております。それで、今回の申請の場所については、★★★★★の事務所がございまして、その裏手に田んぼが2筆ございまして、今回の申請に至った理由は、事業拡大の為に資材置き場として、場所的には何件かございまして、ちょっと遠方にあり、なかなか、ハンド搬入。色々そういう事で、効率的にも悪いという事で、今回事務所の裏でもありますし、土地の所有者が同社の会長でもありますことから、今回除外申請によって計画をされたという事に聞いております。昨年までは、田んぼも農地として耕作をされておる実績もあり。排水とか、どちらの流れ、配流出とか。いうことも、特に問題ないんじゃないかと思っております。また、前の所有者。耕作者。それとか、近隣の方への事業説明等も説明をされておまして、同意も頂いてあるという事でございまして、面談は、3月の12日に★★★★の社長と、&&氏、それと小泉推進委員と同席の上、チェックシートを見ながら。また現地を確認しながら聞き取りをさせていただきます。特にこの状況としては問題ないのではないかという判断を致しましたので、審議の方よろしくお願ひを致します。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。ただいま説明をして頂きました。C-1、2の件に関しまして、ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願ひ致します。</p> <p>何か質問がございましてでしょうか？</p> <p>(意見質問なし)</p>
議 長	<p>ないようでしたら、採決の方に入りたいと思います。除外番号C-1の整理番号2の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願ひ致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。</p> <p>続きまして、地区番号除外のC-2の整理番号3の件に関しまして、服部委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願ひ致します。</p>
4 番	<p>それでは、27ページの左側の地図をご覧ください。正面を走っている道路が左へ</p>

	<p>行きますと、広域農道北線になります。右へまいりますと県道浜作線に出ます。現在、斜線の引いてある◇◇とか書いてある所、東側に高等学校の太陽光パネルが設置されており、そういう位置関係になります。申請者の◇◇さんが、現在町営住宅に住んでおられまして、奥さんと子供さん3人。5人家族でおられ。ちょっと手狭になってきて、自宅へ帰って、そこへ家を作って家族と一緒に住みたいという事での申請でございます。若干、面積は広いと思いますが、いくいくのことも考えて、若干広くとってあるということでございます。チェックシートをそうこう照らし合わせても、何の問題ないと思われましたので、審議の方よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。上田推進委員さん。何か付け加えたりすることございますでしょうか？</p>
推13番	<p>ありません。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、先ほど説明して頂きました。C-2の整理番号3の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。ございませんでしょうか？</p>
	<p>ないようでしたら・・・。</p>
???	<p>ちょっと・・・。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
2 番	<p>この、申請地の地番の××-×ですけど。これは、この地図で見ると斜線が引いてある部分、全部が999㎡にあたるんでしょうか？</p>
事務局	<p>はい。</p>
2 番	<p>その内の376。</p>
事務局	<p>はい。</p>
2 番	<p>で、××の申請になるいう。</p>
事務局	<p>はい。</p>
2 番	<p>で、この地図の中に、建物の状態が1箇所あるんですけど。</p>
事務局	<p>はい。</p>
2 番	<p>あれは、どういう事でしょう？</p>
事務局	<p>あの、すみません。確かに、地図上では見えまして。これ、納屋か小屋ですね。</p>
???	<p>たんなる、小屋？</p>
事務局	<p>ですよね。はい。</p>
2 番	<p>そこへ、住宅を建てんさるいう事です？今回。</p>
事務局	<p>はい。含めて。聞いとるのが、その上に、ちょっとまあ。◇◇っていう事で。これ、あの、ご実家がありまして、その正方形の1箇所あるのがクラックのような建物があって、で、この申請地っていうような形です。今、まだそこまで事業計画がですね、定まってないんであれですけども、この家の横に建てられるって事で、小屋はどうするかまでは・・・。壊す？取り壊されるようです。はい。元々建っているのが、ちょっと、どういういきさつで建てられたのかっていう所までは把握はしてないので、農業用だと思っております。</p>
2 番	<p>それと、もう一件。今、これ990㎡の内の376㎡いう事で、これまだ分筆はさ</p>

事務局 2 番	<p>れてないんですよね？</p> <p>はい。</p> <p>で、今さっきありました、整理番号1番のもう分筆は済んでおると言われたんですけど。この場合、次のまあ3条とか4条の申請に出すときに、分筆というのはどうなるんですかね？先に、分筆をして申請を起すか、もっとも一応計画の段で出して、ここで農業委員で許可が得られたら分筆をされていくんか？その場合はどうなるんでしょうか？</p>
事務局	<p>はい。基本的には、分筆をして転用の手続き出してくださいというふうに、お願いはしておるんですが、やはり、まあここで、もし許可が出なかった場合。先ほども整理番号1については、第2種農地なんですけども、ここだと第1種なので、そういった事もありえると思います。原則分筆してくださいというふうにお願いはしとるんですが、農地法上はですね。法務局に手続きに行く際に。すみません。うちが許可書を出す際に、必ず分筆をしてなければいけないという事ではないです。ただ、その場合は地積測量図等を添付してくださいという事をお願いしております。というのが、うちが許可を出す面積。まだ、分筆してない場合はここに書いてあるようにですね、何番地の何㎡の内。100㎡の内50㎡を許可みたいな許可書を出すようになるんですけども。分筆予定地のその面積が変わると、うちから出した許可書も無効になってしまいますので、必ず分筆必須ではないですけど、原則分筆してください。どうしても、許可の関係で許可が絶対下りてから、最後まで登記まで、分筆登記までしたいんだという事であれば、きちんと調査士さんとか、そういった所で測量をして、必ずこの面積で申請します。っていう測量図を付けてくださいってお願いをして、許可申請の方は転用の許可申請は出してくださいというふうにっております。除外の場合は、ちょっとまだ、そこまでは求めてないので、住宅面積、敷地の面積がどのくらいかっていう所で376㎡っていうのが、今回は挙がってきておるという事です。以上です。</p>
7 番	<p>はい。あのね。この前、もろうた資料でね。多分、農林水産省の農村振興課？通達だと思うんだけど。農振の第301-3号。平成4年の3月31日の通達の中にも許可申請が下りてからやるように、説明してあったが。</p>
事務局	<p>なので、最初に言ったように分筆出来ればして、というのは、まあ地番とかですね。結局、登記簿とかが後から変わるので、新しく番号がふられたらですね。資料として出して申請書として出してもらう際には、できれば分筆してから出してください。っていうふうにはお願いしておるんですけど。必ずしないと、うちが許可出せないっていう、そういう縛りはないので。ただ、面積がどうしても動くと許可書事態が意味をなさなくなってしまうので。ですんで、地積測量図でもOKという事にはしてるのはしております。なんで、椿委員さんがおっしゃられるように、必ず分筆してから出してくださいっていう事までは言ってはないです。</p>
7 番 事務局	<p>通達にはね・・・。</p> <p>あとからいう事ですよ。</p>
7 番	<p>あとからいう・・・。許可が下りてから、分筆、地目変更はするように言っとけ</p>

事務局	<p>いうて書いてあって・・・。</p> <p>あ～。それであれば、それでもいいんですが。今回のようなこの内数で、どこに900㎡の内、300㎡がどこに行くか？っていうのが、あると思うんですよ。あの自分の裁量で好き勝手にのべたいんです。こっちの端から300㎡。同じ300㎡でも、こっちの端からこっちの端にやっぱり変えました。みたいなことを申請書を出された後にですね、図面とかまで全部変えられると、ちょっとこっちも多分、農業委員さんの皆さんも回られたりする際にですね。申請が出とったところと、何か別の場所に建つとるっていうようなことにもなりますんで、ですんで測量図を出してください。どこにこれほど転用しますっていうのが分かるように示して出してくださいっていうのは・・・。</p>
7 番 事務局	<p>7 番 だけど、申請には予定図であって、登記はべっこで後でこっちにきてやれいう事だね？申請せにゃあ、申請書はちゃんと場所は言っておかんといかん。いう事。</p> <p>事務局 そうですね。申請の際に出してもらった物と、結局、現物建った所が別だったりだとかですね。そこで面積が変わったりとかすると、やっぱりまずいので。その懸念で、できれば、本当は分別きちっとして、もうここで確実に、例えば家とか何か建てられたり転用されるのは、ここで確実に転用しますっていうことが分かるとるのが、今一番望ましいかなというふうに事務局は、思っております。それが後になっても別にいいんですが、きちっと、その測って測量したものだけ出してくださいっていうのをお願いしております。</p>
議 長	<p>議 長 椿委員さん？</p>
7 番	<p>7 番 はい。分かりました。</p>
議 長	<p>議 長 あの、採決は・・・。</p>
2 番	<p>2 番 あの、ちょっと、すみません。これ、議案書の記載ミスでしょうか。田と畑の面積が・・・。合計の面積が・・・。</p>
事務局	<p>事務局 失礼しました。田と畑が。田が10㎡になっておりますが、申し訳ございません。数字逆ですので、修正をお願いします。ありがとうございます。</p>
議 長	<p>議 長 はい。他に質問がございますか？ (意見質問なし)</p>
議 長	<p>議 長 ないようでしたら、採決の方に入りたいと思います。除外の整理番号C-3の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)</p>
議 長	<p>議 長 はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。</p>
事務局	<p>事務局 続きまして、議案第5号、令和7年度最適化活動の目標設定について。事務局、説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>事務局 はい。毎年、最適化活動の目標設定を3月のこの総会させていただいております。資料の方は、ごめんなさい。資料番号なくてホッチキス止めの別紙様式1という、この資料になります。今日お配りしたものです。こちらの方で、令和7年度ですね。最適化活動を行うにあたっての集積であったりとか、こういう活動目標の活動日数とかですね、そういったものを挙げさせていただいております。概ね例年と変わりはありません。一応、議案として挙げさせていただいて、こ</p>

議 長	<p>ここで議決を経て、公表させていただくってというような流れでやらせていただいております。内容ざらっと見ていただいて、何かあれば事務局の方に言って頂ければと思います。以上です。</p> <p>はい。ただ今、説明していただきました。ちょっと、ざらっと見て。これは？というものの質問がございましたら、質問の方お願い致します。</p> <p>～ご覧中</p>
議 長 事務局	<p>あまり変わったところはない？</p> <p>ないです。</p> <p>(3)の令和6年度、1団体で面積0？</p>
事務局	<p>はい。新規参入のところですかね？</p>
議 長	<p>はい。</p>
事務局	<p>はい。これ、認定農業者等で新規参入、農業に参入された方を挙げとりまして。@@@さんって、JAの肥育センターを事業継承された方がおられて、そちらの方が新規参入にはあたるんですけども、集積等の面積は0っていう事で、それで挙げさせていただいております。</p> <p>～ご覧中～</p>
議 長	<p>質問がございませか？ この内容で、設定して公表しても良いと思われる方は挙手の方をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。全会一致で大丈夫という事で。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議 長	<p>公表の方をお願いします。続きまして、議案の方は以上ですが。</p> <p>続きまして、報告の第1号。農地法第3条の3の規定による相続等の届出について。7件、上程されています。読み上げは致しません。何か、質問等があれば挙手をして、質問をしてください。</p> <p>～ご覧中～</p>
議 長	<p>質問の方がなければ、このまま、これで終わりたいと思います。</p>
事務局	<p>続きまして、報告の第2号。非農地通知の発出状況について。事務局、説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。非農地通知の発出状況についてです。本日お配りした資料に、1枚紙で付けております。4件ありましたので、発出をしております。以上です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。市木のは、今日出とった方？</p>
事務局	<p>今日、出とった方です。はい。</p>
議 長	<p>まだ、まだ。定期的に出されとる？</p>
事務局	<p>そうですね。はい。</p>
議 長	<p>続きまして、報告の第3号地域計画の報告について。説明をお願い致します。</p>

事務局

はい。前回2月の総会で、地域地域計画の進捗状況について説明をさせていただきました。この3月に入ってからですね、地域計画の方を、今、縦覧期間を2週間、今日までですね。縦覧という形で、ホームページ等で縦覧の方しております。実際、今日議案と一緒に、後ろの方に各地域計画について、縦覧ということで置かせていただいております。農業委員会としてはですね、前回2月の総会の時に皆さんの途中経過の方を見ていただいて、特に意見等ありませんでしたので、前回の総会をもってですね、地域計画案についてはうちは一軒ありませんということで、農業委員会としては、これは2月の21日付で、邑南町に対して、地域計画の方は、意見なしということで出させていただいております。今、今日まで縦覧期間を経て、来週のところで、地域計画の方を報告させていただこうと思っております。これで邑南町も、一応地域画計画が完成しましたということで、になりますので、もし、今日また、見られたりってということがあれば、後ろの方に各地域ごとですね。12地域ごとに分けて置いてありますので、またご確認いただければと思います。以上です。

議長

はい。ありがとうございます。質問がございましたら、今日まで。質問してください。

議題の方は以上で終わりました・・・

(その他)

- (1) 事務連絡
- (2) その他

次回の総会は、4月21日（月）13：30からお願いします。

--	--

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印